

# 国家知識産権局 政府情報開示に関する暫定弁法

2007年12月21日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 国家知識産権局 政府情報開示に関する暫定弁法 (2007年12月21日 国家知識産権局公布)

## 第一章 総則

第一条 党中央及び国务院の政府情報の開示を更に推進する要求を徹底的に実施し、公民と法人、その他の組織が法に基づき政府情報を取得することができよう保障するとともに、政府情報の開示に関する国家知識産権局の業務を規範化し、知的財産権事業の安定的で健康な発展を促進するため、関連の法律及び法規の規定に基づき、かつ、国家知識産権局の特徴をあわせて検討し、本弁法を制定する。

第二条 政府情報の開示に関する国家知識産権局の目標は、行為の規範性と作業の協調性を保ち、公正で透明かつ、廉潔で効率の高い知的財産権の行政管理体制を確立することである。政府情報の開示業務は厳格に法に基づき、全面的かつ真実である、適時に国民に便宜を提供する原則を堅持するとともに、国の知的財産権に関する国家戦略の実施、及び知的財産権を守る有力な局の構築のために制度面の保障を提供する。

第三条 本弁法にいう政府情報とは、国家知識産権局が職責の履行過程において、制作または取得し、一定形式によって記録し、保存する情報を指す。

第四条 本弁法は国家知識産権局の機関と、専利局、専利復審委員会に適用し、当局直属の各機関はこれを参照し、実施する。

第五条 国家知識産権局は政務公開指導グループを設立する。当該グループは国家知識産権局の政府情報開示に関する業務を組織し、指導する。局弁公室には作業部会を設置し、当該作業部会は政府情報の開示業務に対する経常管理を行う。

## 第二章 公開内容

第六条 下記の内容は、社会またはサービス対象に積極的に開示するものとする。

- (一) 国家知識産権局の組織構成、職能及び事務手順
- (二) 特許権出願、特許権の審査及び権利付与、無効審判等の各段階において、専利法とその実施細則に基づき、対外的に開示しなければならない内容
- (三) 特許権代理機関の審査及び認可、全国弁理士資格試験に関する情報
- (四) 公務員募集採用情報
- (五) 法律及び法規、国の関連規定に基づき、積極的に開示しなければならないその他の内容

第七条 下記の情報は、社会一般に開示してはならない。

- (一) 国家機密、国家安全に関連する情報
- (二) 専利法及びその実施細則に開示禁止と規定された情報
- (四) 企業機密に関連する情報
- (五) 個人のプライバシーを侵害する情報
- (七) その他、開示に適しない情報

第八条 開示範囲内にない事項について、公民と法人、その他の組織は開示を申請することができる。申請を受理した部門は具体的な状況に応じ、当局政務公開指導グループに審査及び許可を要請後、その結果を申請者に通知する。

### 第三章 開示方式と手順

第九条 国家知識産権局は下記の方式により政府情報を開示する。

- (一) 国家知識産権局の行政ウェブサイト、国家知識産権局局令、局公告、及び特許権公報、中国知的財産権報等
- (二) プレス発表会
- (三) 特許権受理ホール、国家知識産権局顧客サービスセンター
- (四) 政府情報を開示できるその他の方式

第十条 積極的に開示する範囲内の政府情報について、国家知識産権局は当該政府情報が形成、または変更された日より 20 営業日以内に開示する。法律及び法規、規定に政府情報の開示期限に関する別途規定があるものは、それに従う。

第十一条 公民と法人、またはその他の組織が本弁法第八条の規定に基づき、国家知識産権局に政府情報の取得を申請する場合、書面の形式(電子データの形式を含む)を採用する。書面の形式を採用することが確かに困難である場合、申請者は口頭で申請を提出することができ、当該申請を受理した部門が代わりに政府情報開示申請書を作成する。

政府情報開示申請には下記の内容を含む。

- (一) 申請者の氏名または名称、連絡方法
- (二) 開示を申請する政府情報の内容に関する説明
- (三) 開示を申請する政府情報の形式に対する要求

第十二条 開示を申請する政府情報に対し、国家知識産権局は下記の状況に応じ、それぞれ返答を行う。

- (一) 開示範囲内のものである場合、申請者に当該政府情報を取得する方式と方法を告知する。
- (二) 開示範囲内のものではない場合、申請者にそれを告知し、理由を説明する。
- (三) 法に基づき、国家知識産権局が開示するものではない場合、または当該政府情報が存在しない場合、申請者にそれを告知し、当該政府情報の開示部門を特定できる場合、申請者に当該部門の名称と連絡方法を告知する。
- (四) 申請内容が不明確である場合、申請者に修正と補充を行うよう告知する。

第十三条 開示を申請する政府情報の中に開示すべきでない内容が含まれるものの、区別して処理できる場合、国家知識産権局は申請者に対し開示できる情報内容を提供する。

第十四条 開示を申請する政府情報について、企業秘密や個人のプライバシーに関連し、開示により第三者の合法的な利益に損失をもたらすと国家知識産権局が判断した場合、書面により第三者の意見を求めるものとする。第三者が開示に賛成しない場合は開示してはならない。但し、開示しないことで、公共の利益に深刻な影響をもたらすと国家知識産権局が判断した場合、開示してよいものとする。その場合、開示を決定した政府情報の内容と理由について、書面により第三者に通知を行う。

第十五条 国家知識産権局の受理部門が開示の申請を受領し、その場で返答できる場合は、その場で返答するものとする。その場で返答できない場合、申請を受領してから15営業日以内に返答する。返答期限を延期する必要がある場合、政府情報の開示業務を担当する責任者による同意を経るものとし、申請者に告知する。返答の延長期間は最大でも15営業日を超えてはならない。開示を申請する政府情報が第三者の利益に関連する場合、第三者の意見を求めるのに必要な期間は、本条が上記において規定した期間に含まないものとする。

第十六条 申請により政府情報を提供する場合、検索や複製、郵送等のコスト費用を除き、その他の費用を徴収してはならない。

第十七条 政府情報の開示を申請する公民に確かに経済的な困難がある場合、本人が申請し、政府情報開示業務を担当する責任者の審査と同意を経て、関連費用を減じ、免除することができる。

政府情報の開示を申請する公民に閲覧上の困難、または視覚及び聴覚障害がある場合、国家知識産権局は必要な手伝いを与えなければならない。

#### 第四章 監督と保障

第十八条 国家知識産権局の紀検監察部門が政府情報の開示業務に対して監督と検査を実施する。

第十九条 政府情報の開示について、業務審査制度や公開評議制度、責任追及制度等の各制度を確立し、政務情報の開示業務に対して定期的に審査と評価を行う。これにより、国家知識産権局による政府情報開示の有効な実施を保証する。

第二十条 国家知識産権局は毎年3月31日までに政府情報開示業務の年度報告を発表する。

第二十一条 公民と法人、またはその他の組織は、政府情報開示業務における国家知識産権局の具体的な行政行為がその合法的な利益を侵害したと判断する場合、法に基づき行政再審を申請すること、あるいは行政訴訟を起すことができる。

#### 第五章 付則

第二十二条 国家知識産権局弁公室は本弁法の解釈責任を負う。

第二十三条 本弁法は2008年5月1日より施行する。